

延長保育事業

担当課名 保育幼児教育推進課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

延長保育事業

■事業の概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。

■現計画策定時の確保方策の考え方

・市内の全保育施設で実施。提供量は実施園の保育定員数（各園とも延長保育事業の利用者数に制限を設けていないため）

■4 年間（令和 2 年～令和 5 年）の事業実施の経過（推移）と内容

・確保提供量と実利用者数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	1,716	1,735	1735	1,735	1,735
実利用者数	347	301	254	307	310
②－①	1,369	1,434	1,481	1,428	1,425

・事業の経過

・延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しています。

・新型コロナウイルス感染症対策として家庭保育の協力をお願いしたことにより、保育園の利用率は約 3 割程度にまで減少した。ただし、延長保育については、新型コロナウイルス感染症の拡大前の令和元年度の実利用人数が 3 2 6 人であり、感染症による利用状況の影響は少なかった。

■次年度以降の方向性

延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しており（緊急利用のみの園を含む）。引き続き、市内のすべての保育施設にて実施していきます。

■その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。